

島根県老人福祉施設協議会次世代委員会規程

(設 置)

第 1 条

島根県老人福祉施設協議会（以下、「県老施協」という。）規約第 15 条第 1 項に基づき、島根県老人福祉施設協議会次世代委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第 2 条

県老施協を構成する会員施設・事業所に所属する次世代を担う若手リーダーが集い、相互の研鑽及び資質の向上と共に、時代にふさわしい魅力ある介護人材の育成を目的とする。

(事 業)

第 3 条

本委員会は、目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 仕事を楽しみ、誇りを持って働くことのできる職場づくりに関すること
- (2) 施設・事業所の適正な運営と業務の効率化に関すること
- (3) 職員の専門性の向上に関すること
- (4) 委員相互の情報交換に関すること
- (5) その他目的達成のための事業に関すること

(委員会の構成)

第 4 条

委員会の委員は、将来のリーダーとしての役割を期待される 50 歳（当該年度内）以下の職員とする。

- 2 委員は、県老施協の会員施設・事業所からの推薦を受け、会長が決定する。
- 3 委員の任期は、1 期 2 年とし再任を妨げない

(役員の構成)

第 5 条

委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 2 名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 委員長、副委員長及び幹事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第6条

委員長は本委員会を代表し、委員会の業務全般を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 委員長、副委員長及び幹事が任期途中で不都合が生じた場合、随時選任を行い、その任期は前任者の在任期間とする。

(役員会)

第7条

役員会は、委員長、副委員長及び幹事をもって構成し、委員長が招集し、議長となる。

2 役員会は、事業計画並びに事業報告をする。

3 役員会は必要に応じて開催し、委員会に付議すべき事項、その他委員長が付議した事項を協議する。

(退 会)

第8条

委員が退会しようとするときは、委員会宛に退会届を提出する。

(経 費)

第9条

委員会の経費は、県老施協の予算の範囲以内で行う。

(県老施協との連携)

第10条

委員長は、県老施協と連携を確保するため、委員会の事業計画、報告、その他会務の重要事項については、県老施協と協議し、調整を図るものとする。

(全国老施協、中国地区老施協との連携)

第11条

本委員会は、本会の目的を達成するために全国老施協次世代委員会、中国地区老施協次世代委員と積極的に連携をする。

(事務局)

第12条

委員会の事務局は、県老施協事務局におく。

附 則

1. この会則は、令和3年7月2日より適用する。